

高齢者の生活・介護をバックアップ

申問 長寿支援課

(内線406)

住宅整備への貸し付け 高齢者住宅整備資金

高齢者のかたと同居している親族に、部屋を増改築するための、住宅整備資金を融資します。

対象となるかた
60歳以上のかたと同居する親族で、そのかたの所有する住宅で高齢者の専用居室などを増改築するかた
貸し付け限度額・150万円

利率
財政融資資金等の貸出利率と同率
返済期間
10年以内(うち据え置き期間2年以内を含む)
返済額
半年ごとに元金と利子を含めた一定額
連帯保証人が2人必要です。

日常生活のお手伝い 軽度生活援助事業

高齢者の日常生活をお手伝いします。

対象となるかた
市民税非課税世帯のかたで、①おおむね65歳以上の1人暮らしのかたで援助が必要なかた
②高齢者のみの世帯で援助が必要なかた

要なかた
援助できる作業
草取り、通院介助、除雪、給油など
利用料
給油は1回50円、除雪は30分50円、その他は1時間80円

バス代を補助します 高齢者バス券

対象となるかた
市民税非課税世帯の65歳以上のかたで、定期的な通院などのため、片道400円以上の運賃でバスを利用しているかた
1人でバスを利用できないかた
移送サービス利用券の交付を受けるかた

高齢者バス券
持っているかたや、障害者移送費の給付を受けているかたを除きます。

交付額
バス回数券5,000円分
申し込み方法
市民税非課税世帯だと分かるも

の(介護保険料納付通知書など)と診察券を添えて、長寿支援課へお申し込みください。

介護用品購入を補助

在宅で高齢者を介護しているかたに、介護用品購入のための費用を補助(月額5,000円分)します。

家族介護用品支給券

以上のかたと同居し、在宅で介護しているかた
昨年度までは所得税非課税世帯のかたが対象でしたが、今年度からは、市民税非課税世帯のかたが対象になります。
昨年度に交付を受けたかたでも再度申請が必要です。

在宅介護の相談を受けています

高齢者の在宅介護へのあらゆる相談を受けつけ、また、公的サービスの申請手続きを家族に代わって行う申請代行もしています。

水交苑在宅介護支援センター
大館市下代野字中道南36 9

(特別養護老人ホーム水交苑併設)
大館市花岡町字神山6 2
☎48 6800

神山荘在宅介護支援センター
大館市花岡町字神山6 2

(特別養護老人ホーム神山荘内)
☎46 2210

大館市在宅介護支援センター(福祉事務所内)
大館市字三の丸103 4
☎49 3111 (内線406)

(大館市社会福祉協議会内)
☎49 2588

大館市在宅介護支援センター大滝
大館市十二所字大水口4 5

(特別養護老人ホームつくし苑併設)
☎47 7222

光智会在宅介護支援センター
大館市片山町3丁目14 14
(大館介護センター内)

☎49 3244

大館市基幹型在宅介護支援センター
大館市字三の丸103 4

春の全国交通安全運動
4月6日(火)～15日(木)

「急がずに
マナーとゆとりで 交通安全」
自転車を安全に利用

・自転車も交通ルールを守らなければなりません。無理な横断、無灯火、グループ走行などは非常に危険です。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用品を

・運転席・助手席は必ずシートベルトを締めてください。後部座席もできるだけ締めましょう。

・子どもは体格に合った、チャイルドシートを使用し、正しく取りつけてください。

飲酒運転の徹底追放
・飲酒運転は絶対に止めましょう。車を運転する来客には酒を勧めてはいけません。

春の火災予防運動

4月4日(日)～10日(土)

「その油断 火から炎へ 災いへ」
火の用心6つのポイント

・家の周りに燃えやすいものを置かない

・寝たばこをしない

・天ぷらを揚げるときには、その場を離れない

・子どもには火遊びをさせない

・プラグにはほこりをためない。
・ストーブには燃えやすい物を近づけない